

平成30年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（平成30年6月13日）

議事日程（第3号）……………75

日程第1 一般質問……………77

1. 山内 実貴子 議員……………77

2. 馬場 哉 議員……………84

3. 原田 周一 議員……………87

平成30年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年6月13日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 山内実貴子 議員
2. 馬場 哉 議員
3. 原田周一 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中	修	議員
副議長	1番	谷口	重和	議員
	2番	松本	健治	議員
	3番	垣内	秋弘	議員
	4番	馬場	哉	議員
	5番	浅田	晃弘	議員
	6番	原田	周一	議員
	7番	山本	精	議員
	8番	藤本	英樹	議員
	9番	山内	実貴子	議員
	10番	今西	久美子	議員
	11番	谷口	整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	山下	康之	君
教育	長	増田	千秋	君

総務部長	奥谷明君
健康福祉部長	久野村観光君
建設事業部長	野田泰生君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川剛君
教育部長	光嶋隆君
総務課長	清水清君
企画財政課長	矢野里志君
税住民課長	長谷川みどり君
介護医療課長	廣島照美君
健康児童課長	立原信子君
建設環境課長	垣内清文君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	青山公紀君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君
学校教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○9番（山内実貴子） 改めまして、おはようございます。

一般質問も2日目となります。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議席番号9番、山内実貴子が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町の情報についてお伺いいたします。

宇治田原町では、4月、5月とお茶の季節となり、新茶の初摘み、初もみ、そして新茶接待と、温かくても冷たくてもおいしい緑茶のPRをする絶好のチャンスとも言える初夏を迎えました。役場庁舎入り口での新茶接待では、声かけにより、おいしいと来庁者の方にも親んでもらうことができました。また、うぐいす宇治田原幼稚園児による京都タワーのもとでのダンスやPRも、多くの観光客の目を引いていました。小さな観光大使さんたちに感謝したいと思います。

さて、宇治田原町の西の入り口として整備されていた西ノ山集団茶園ふれあい交流施設（展望広場）は、5月3日に開設されました。さらに整備が進められている中、住民の方々からは、「何ができるの」、「入ってもいいの」などの声も聞きます。道路に面しているこの施設への関心も少しはある中、なかなか立ち寄ってみようということにながっていないと思います。

展望台から目の前に広がる茶園の風景は、なかなか見られない広々としたさわやかな風景です。しかし、駐車場入り口の案内がひっそりとあるのみで、わかりづらい感じます。担当課よりトイレの設置を含めた計画図が示されていましたが、休憩できるベンチや宇治田原茶を中心とした自販機など、水分補給できるスペースは早急に必要と考えます。そして、宇治田原町を知っていただく新たなスペースとして、集中した期間を限定してのPRが必要ではないでしょうか。

産業観光課だけでなく、全課挙げてかかわっていけるようにするなど、まずは本町の住民の皆さんが関心を持ち、足を運んでいただけるよう周知すべきです。また、入り口もわかりやすいように示していただき、町のマスコット、茶ッピーや、ハートのまちにようこそとの思いを目に見える形で来られる方々をお迎えしたいと思います。今後の展開、またPRなど周知や広報について、お考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） おはようございます。

それでは、山内議員のご質問にご答弁させていただきます。

新茶の季節を迎え、本町のイベントに関する新聞記事の掲載や、スマートフォンなどの情報端末を用いたSNSへの投稿も多く見受けられるようになりました。ご存じのとおり、昨年度は「お茶の京都」のターゲットイヤーであり、お茶を身近なものとして捉まえ、茶園や茶葉など、お茶のある風景も多くの方々にご認識いただけたものと考えております。役場庁舎での新茶接待はもちろんのこと、お茶文化大使である京都タワーのマスコット、たわわちゃんと町内幼稚園児との本町のPR事業も京都タワー玄関口で開催したこともあり、立地や天候に恵まれ、多くの観光客の皆様へ宇治田原町のお茶の情報が発信できたところでございます。

八十八夜の翌日、ゴールデンウィーク後半初日となる5月3日には、ご質問の、昨年度から整備を進めております西ノ山集団茶園ふれあい交流施設（展望広場）の第1期工事が完成しましたことから、供用を開始いたしました。

当日は、水出しの新茶で来場者をおもてなしするとともに、茶業関係者による茶園や緑茶の説明など、府内最大級の茶園が一望できる施設として景色を楽しんでいただき、お茶の知識も深めていただけた一日となりました。新聞への記事掲載等を通じて町外からのお問い合わせも入るなど関心も高く、実際、天候のいい日は展望台のご利用もいただいているところです。

現在、ライオンズクラブのご協力も得て桜等の植樹も行われるなど、ようやく展望施設の外觀が整ってきたところであり、ご指摘のとおり、目的、場所を決めておられない観光客の方々や通過されるドライバーに対する立ち寄る魅力の創出にまでつながっていないのが現状であります。

今年度には、ご利用してもらいやすく、さらに、憩える広場とするべく、駐車場の舗装など整備を計画しているところです。今後、展望台の整備状況も勘案し、立ち寄って

もらいやすいように展望台駐車場のサインを検討するほか、町広報紙やホームページを用いて、また町のハートのまちPR事業とも連携し、住民の方々に知っていただくとともに足を運んでいただき、口コミ、SNS等の情報発信も得ながら、広く町内外の方々に新たな観光拠点の魅力を伝えていきたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 新聞を通じて、またSNSでの情報発信は大きな反響があるようです。さまざまな情報発信をと求める中、町のホームページを見ると、新施設の情報がタイムリーに目につくところがないのは本当に残念です。今後新たに開設予定の湯屋谷の茶工場改修施設・宗円交遊庵やんたんもぜひ広報・PRに努めていただきたいと思いますし、路線バスの延伸や観光周遊バス、また町営バスの利用にも拍車がかかることが望まれるところです。

このような新たな事業や施設について集中した周知活動をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 町ホームページでの周知活動につきましては、展望施設の開所に当たっては、イベントを広く知っていただくため、ページ上部に情報を掲載していたところですが、その他の新規情報に更新されております。現在、町ホームページとリンクした観光情報に特化したサイトも開設しており、町の魅力をわかりやすくシンプルにお届けできるよう、平時より掲載情報の整理に努めております。

ご質問にございました湯屋谷地区の茶工場を改修した新たな交流施設の開所など、本町観光魅力とにぎわい力を高める施設や施策、イベントにつきまして、集客も含めた情報発信を広く進めていくためにも、周知期間を十分検討し、タイムリーかつ効果的な広報活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 西ノ山展望広場は、今後整備が進めば、住民の方々からの提案や活用なども視野に入れた規約やルールづくりが必要になります。また、宇治田原町のさまざまな施策や施設、行事などをタイムリーに住民の方に周知できるように、町の中心を走っている国道307号上に掲示するような広報の仕方や、町の各地域に設置されている広報掲示板も利用し、情報の見える化を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 西ノ山展望施設は、宇治市方面から本町へと入る西の玄関口となる重要な拠点と考えております。今後の整備状況も勘案する中で、関係機関や団体とも連携し、人が交わり憩える、そして魅力ある展望広場となるよう、ご意見やご提言もいただく中で、イベント等の活用方法も検討してまいりたいと考えております。

また、施設、イベント等の情報の見える化につきましては、必要なものと認識するところでございます。情報の出し方、周知の方法等について、1回目の答弁と重複するところもございますが、町広報紙、ホームページ、掲示板等の活用はもちろんのこと、周知看板の設置も含め、今後具体的な方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） ご答弁いただきましたように、周知期間を十分検討していただき、タイムリーかつ効果的な広報活動に努められますようお願いいたします。そして、西ノ山の展望広場につきましては、早急に周知看板の設置等、展望広場として整備を進めていただき、具体的な広報の方策を検討の上、情報の見える化をと求め、この質問を終わります。

次に、認知症対策についてお伺いいたします。認知症カフェについてです。

認知症の予防、地域の方が集える居場所づくりなどを目的とし、認知症の有無にかかわらず誰もが集える認知症カフェが、宇治田原町では愛茶カフェとして町内5カ所で行われています。この取り組みは、町内の医院や施設、地域の方々の協力により運営されている素晴らしい取り組みだと思えます。

やすらぎ荘では、月1回、認知症予防ボランティアグループによる認知症予防ゲームを取り入れ、少人数でもにぎやかに行われ、笑顔があふれています。現在行われているやすらぎ荘以外での事業メニュー、また、今後の進め方についてお聞かせください。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 本町では、認知症対策として愛茶カフェを設置しており、町社会福祉協議会が主催するやすらぎ、2カ所で主催するころ柿、デイサービス菽の里が主催するにりんそう、デイサービス・マドンナが主催するフリーズアの5カ所となっています。いずれも1杯100円でドリンク、お菓子を提供し、お茶を飲みながら介護関係者や地域の方との交流や相談ができる場所となっています。

議員が紹介されました愛茶カフェ・やすらぎ以外の事業メニューにつきましては、こ

る柿では、情報提供やボランティアの方による講話、フリージアでは、認知症予防ゲームや体操、不定期でボランティアの方による朗読会などが実施されています。また、にりんそうでは、簡単につくれるクラフトや認知症予防ゲーム、体操を実施されています。

今後におきましても、愛茶カフェの開催により、認知症になっても住みなれた地域で生活を維持できるよう、認知症の人やその家族が気軽に集える居場所をつくり、気軽に相談等ができる場所を提供することにより、介護負担の軽減を図り、支援者のネットワークの構築に努める中、事業を展開、拡大していきたいと考えています。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 介護予防についてご高齢の方と話す中、ご自身が将来介護が必要となったときに一番困ることの一つに、自分が認知症になったときの答えがあります。できれば認知症にならないように生きがいを持つことが何よりとのお声もありました。毎日の生活の中で生きがいを持って過ごせることは、何よりの介護予防、また認知症予防になると感じました。それは健康づくりにもつながり、生活習慣としての生きがい、例えば畑づくりなども介護予防や認知症予防に有効と考えます。このような生きがいについても啓発できるような活動や、子どもたちとの交流、異世代交流なども取り入れ、介護予防、認知症予防等に取り組んでいただきたいと思います。

また、そのような取り組みの周知については訪問活動も大切で、今後保健師の増員も必要になってくると考えています。そして、なかなかカフェに出かけられない方々も時には自宅でマイカフェなどができ、近隣の方も集える出前講座的な取り組みも必要になってきているのではないのでしょうか。

そこで、次に、認知症サポーターの養成についてご質問いたします。

本年は、認知症初期集中支援推進事業が実質動き出し、認知症の疑いがある方や認知症により適切なケアが受けられていない方に対して短期間で集中的にかかわり、適切なケアや医療につなげていく、そのため、対象者の情報収集と課題抽出後、チーム員会議を開催し、ケアの方向性を検討、チーム員には医療の面からの助言・指導をいただくと聞きました。

このような中、家族が認知症かもと異変を感じても、そのことを伝えることがなかなかできないとケアを受けることが難しく、重症化していくという懸念があります。認知症カフェや各地域で行われている健康体操などに参加しておられると、保健師さんなどに接し、ケアへつなげることもできると思いますが、そうでない場合、家族、またご近

所さんの変化を伝えることができるようなシステムも必要だと思います。

それには、認知症に対しての知識と意識を持つ人をふやすことが大事になってきます。身近にいる認知症の人や家族を見守り、支える認知症サポーターの養成を定期的に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 廣島介護医療課長。

○介護医療課長（廣島照美） 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族に対する支援を主体的に行える環境づくりが必要と考えております。

これまでの認知症サポーター養成講座の取り組みとしましては、ふれあいサロン交流会や認知症高齢者等の行方不明に関する相互連携SOSネットワーク「みんなで見守りうじたわらネット」への見守り登録者等に対し開催しており、現在、本町の認知症サポーターは217人の登録をいただいております。

今年度は、「認知症になったらどうする？」をテーマに、認知症サポーター養成講座も兼ねて、町内全地区11カ所で講座を開催することとしております。

認知症になっても誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症の正しい理解の普及や見守り意識の向上を図り、さらに、町の認知症施策や介護保険制度について周知し、いざとなったときの備えとしていただける講座を開催し、さらに認知症サポーターをふやしていきたいと考えています。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 今年度は、「認知症になったらどうする？」をテーマに、認知症サポーター養成講座も兼ねての介護が必要になったら講座が町内全地区で行われるとのこと、既に6月6日から順次行われているようです。「町民の窓」には掲載されていましたが、ぜひ一人でも多く関心のある方が集えるよう、回覧板等でもお知らせいただきたいと思います。

過去に認知症サポーター養成講座を受けられ、やすらぎ荘でも活躍いただいておりますNYBの皆さんのように、日ごろから研修を積まれ、活躍されている方々もおられます。このように、さらに意欲のある人は技能向上に努めていただく取り組みや、また、認知症の人もサポーターとして生きがいを持って生活できますように、対策を進めていただきたいと思っています。

次に、熱中症対策についてお伺いいたします。

熱中症は、温度やスポーツによる体調の変化などによって必ずしも高温でなくても発

症することがあるため、注意が必要です。室内でも浴室やキッチンなど湿度の高い場所は、熱中症の危険が高まるとも言われています。

ことしも熱中症で救急搬送される人が出始めています。日本気象協会は、2018年度の「熱中症ゼロへ」プロジェクトをスタート。同プロジェクトでは、2013年度から、熱中症の正しい知識と対策を国民に幅広く呼びかけてきました。ことしは、初めて急増する訪日外国人を対象に、英語で表記したリーフレットを作成しました。また、同協会は、名古屋工業大学、東北大学との共同研究で、個人ごとの熱中症危険度を簡易診断する熱中症セルフチェックを開発、パソコンやスマートフォンで自己診断することができ、水分摂取や休息の目安を教えてください。

特に、温度に対する感覚が鈍くなる高齢者や体温調節機能が未発達な乳幼児に対して熱中症予防の対策が必要と考えますが、本町での取り組みについてお聞かせください。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 熱中症は、気温が高いなどの環境下で体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。屋外だけでなく、湿度が高い場所など、条件次第で室内でも発症し、自分で水分を補給したり服を脱ぐなどの暑さ対策ができない乳幼児や暑さや喉の渇きを感じにくい高齢者などは、特に熱中症になりやすいため注意が必要です。

熱中症は、日常生活での暑さを避ける、水分を小まめに補給する、衣服を工夫するなど、適切な予防法を知り、ふだんから気をつけることで防ぐことができますので、気温が急激に上昇し、熱中症の危険性が高まる夏場に向けて、広報紙での啓発や、ホームページでの関係省庁や関係団体等へのリンクによるより詳しい情報提供や、ポスターやチラシ、啓発グッズ等を有効に活用して広く周知を行いたいと考えております。

特に注意の必要な乳幼児や高齢者に対しては、乳幼児健診や保育所、子育て支援センターでの保護者に向けた注意喚起や高齢者が参加する事業でのチラシ配布、小まめな声かけなど、さまざまな事業を周知の機会と捉えて、熱中症予防への取り組みを進めてまいります。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 梅雨に入り、暑さもさらに増していきます。また、その合間には涼しく過ごしやすく感じる日もあり、油断してしまうことがあるかもしれません。熱中症予防としてまず取り組みやすいのは、小まめな水分補給でしょう。最近マイボトル

を持ち歩いておられる方もふえていて、自分の気に入ったボトルを見つける楽しみもあると聞きます。

ともあれ、どんなときでも熱中症については、自分は大丈夫、そういう過信をすることなく、お互いに声をかけ合い、予防していける日ごろからの啓発、また、さまざまな熱中症対策についての情報発信・周知になりますようお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

続きまして、馬場哉君の一般質問を許します。馬場君。

○4番（馬場 哉） それでは、4番、馬場哉が、通告に従いまして、小・中学校施設一体型スケジュール、現学校施設の利活用について、2件質問をさせていただきます。

まず、1件目、小・中学校施設一体化整備に向けたスケジュールについてお聞きをいたします。

3月の文教厚生常任委員会で示された小・中学校施設一体型整備スケジュールによると、36年度に学園開設をするとしてしています。まずは、早々に住民、教育関係者、見識者等で構成する委員会を設置し、基本構想、基本計画の策定に取りかかる必要があると考えますが、基本構想から基本計画の策定まで、36年度開校までのロードマップについてお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 小中一貫教育におけるスケジュールの実施に向け、取り組んでいるところですが、まずは教育委員会、総合教育会議において十分な議論を行うとともに、教育関係者だけでなく、庁内関係者が課題に取り組むべき体制を確立するべきであると考えております。教育の視点、まちづくりの視点を各自がしっかりと捉え、広い視野に立って全体を見通す中で、ポイントを押さえた課題整理、解決のための対応策を議論すべきであると考えます。

当然、住民、学識経験者などのご意見をいただく会議の場は必要ですし、早い段階で設置し、今後の構想・計画に反映させるべきであると思いますが、先行して内部の体制を整備し、道筋等をしっかり確認した上でお示しをさせていただきたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） ただいま答弁にありましたように、早い段階で住民、学識経験者な

どのご意見をいただく会議の場を設置し、構想・計画に反映させるべきであるが、先行して内部の体制を整備し、道筋等をしっかり確認するとされています。そのような意味合いからすると、総合教育会議も年1回だけでなく、関係部長会議等も含めて協議の機会を重ねるべきだと思います。

一方で、学校施設の建設費用は、補助金、起債等を除く必要となる財源を確保するため、例えば維孝館学園建設整備基金といった名称の特定目的基金をつくり、早々に積み立てをしなければならないのではないかと考えてお聞きします。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 議員ご提案の新たな特定目的基金の創設についてですが、本町では、既に公共施設を整備するための公共施設整備基金を有しており、この基金を活用して学校施設を整備することが可能なことから、新たな特定目的基金の創設は行うことなく必要な財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 新たな特定目的基金の創設は行わないとのことですが、28年度決算では約2億1,000万円の基金残高がある公共施設整備基金は、現学校施設の利活用の際にも財源として頼ることもあるかと思えます。

繰り返しの提案だが、小中一貫校整備を目的とした基金を設け、計画的に基金を積み立てるとともに、「宇治田原町は、小中一貫校整備に向けて計画を進めています。次世代の町を担う子どもたちのために活用をさせていただきます」との町情報の発信を含め、町外にお住まいの卒業生の方々にも、維孝館学園建設整備基金を趣旨とするふるさと応援寄附金（ふるさと納税）を広く募ることは意義のあることだと考えます。当局のお考えはいかがでしょう。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） ふるさと納税を活用して新たに小中一貫校の整備のための基金を創設するというご提案ですが、本町では、既にご寄附いただいたふるさと納税は、次代を担う子どもたちを育む施策の推進に充てることを目的とするふるさと応援基金に積み立てることとしていることから、今回の学校施設の整備にも活用できるものと認識しているところでございます。いずれにいたしましても、ふるさと納税のPRと子どもたちのために活用しているという用途の情報発信を積極的に行い、寄附額の増加に努め

ることが重要と考えております。

また、先ほどもご答弁申し上げましたように、新たな特定目的基金の創設予定はありませんが、本町が既に有している学校施設整備に利用できる各種基金を活用することで必要な財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 公共施設整備基金は学校施設整備の財源として活用できる、また、ふると応援基金が次世代を担う子どもたちを育む施策の推進に充てることを目的とされていることから、学校施設に活用できることは私も承知をしています。

私が申し上げているのは、例えば維孝館学園建設整備基金といった名称の特定目的基金をつくり、ふるさと納税を広く全国の卒業生に募ることに意義があるのではないかということを申し上げているんです。この件を再度提案しておき、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、現学校施設の利活用についてです。

小中施設一体型学校の規模、内容等の検討よりも1年早く、来年度より、現学校施設の利活用については、その施設管理計画と連携し検討するとしています。小中施設一体型整備の構想や計画については、当然、住民の方々から成る会議を早い段階で設置するとしているが、現学校施設の利活用についても、住民の意見を聞き取る場の設置は考えておられますか。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 現学校施設の利活用について、公共施設マネジメントの担当課としてご答弁申し上げます。

学校施設の一体化を進めるに当たって現施設の跡地利用をどのように考えるかは、本町の公共施設をマネジメントする上で重要な課題の一つでもあり、また、まちづくりにおいても大きな影響があるものと認識しているところでございます。したがって、学校施設の跡地利用については、まずは庁内における町全体の公共施設のあり方の議論の中で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 現庁舎周辺地や現学校施設の利活用については、答弁にあるように、

今後のまちづくりにおいて大きな影響があるとの認識は私も同じです。だからこそ、住民の方々の意見をお聞きするのは重要なことだと思います。

昨年の一般質問でも私が提案をさせていただきましたが、高齢者介護施設とその仕事に携わる人材を養成するための専門学校を有するような施設があればと思います。宇治田原町には京都府の施設がないので、府や関係機関と協議の上、実現に向けて研究すべきであると考えます。

重要な課題である現学校施設の利活用については、役場内での議論が先行するとは思いますが、公共施設のマネジメントについても、住民の知恵を今後のまちづくりに生かしていくべきだと考えるが、いかがでしょう。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 現学校施設の利活用については、重要な課題の一つでもあることから、施設の規模、内容等の検討より1年早く検討を予定しているところであります。先ほどもご答弁申し上げましたが、まずは庁内での議論を深め、住民の方々の意見反映方法については、その対象や手法等について、今後考えていく必要があるものと認識しているところでございます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 今回の質問で、施設一体型整備のスケジュール、また、現学校施設の利活用についてお聞きをしました。昨日の議員の質問に教育長、担当課長も答弁されましたので、質問の重複を避けたいと思いますが、今後は関係各課の調整を重ねていただきたいと思います。

最後に確認をしますが、総合教育会議として教育的観点から、またまちづくりの観点からも、小中一体学校整備については、平成36年度開校を目指し確実に進めるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（田中 修） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 昨年度末の総合教育会議において町長が申し上げましたとおり、町長部局と教育委員会とが一体となって施設一体型整備に向けた協議を進め、平成36年度の開校を目指すとしているものでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 以上で質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、馬場哉君の一般質問を終わります。

続きまして、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○6番（原田周一） きょうからの質問も私で最後となりました。お疲れのこととは思いますが、よろしく願いいたします。

また、山下副町長におかれましては、各議員から期待の言葉が寄せられ、私も、その手腕について大いに期待している一人でございます。与えられた任期において、住民のために力を発揮していただくようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、6番、原田周一が質問させていただきます。

まず、働き方改革の会計年度任用職員について質問をいたします。

昨年、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、閣議決定された平成32年4月1日施行予定の会計年度任用職員についてお尋ねいたします。

全国の自治体では、厳しい財政状況が続いている中、多様化する行政需要に対応するために、臨時・非常勤職員の雇用が増加しており、地方行政の重要な担い手になってきていると理解しております。これは本町でも同様の状況と思います。

そのような中、臨時・非常勤職員について、常勤職員と同様の服務規程を適用するとともに、給与をはじめとする勤務条件についても、職務に応じた適正な任用を確保するため、制度運用を抜本的に見直し、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設けることとされました。

政府は、働き方改革で同一労働同一賃金などの非正規労働者の処遇改善をうたい、非正規という言葉がなくすと言いつつ、報道によれば、見直し後の会計年度任用職員については、期末手当の支給が可能となるよう規定を整備するとされています。

宇治田原町においては、今後どのような整備を実施していこうとされているのか、お尋ねいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 現在の本町の状況は、地方分権や多様な行政ニーズに対応するために自治体が行う業務量が増加する中、組織の再編などで対応を図ってまいりましたが、常勤職員の配置数にも上限があり、人員不足について、ほかの自治体と同様に臨時職員の雇用により対応を図っているところでございます。

臨時職員につきましては、勤務日数、勤務時間等はさまざまですが、現在160名の雇用実績があり、そのうち35名が社会保険加入など、常勤職員とほぼ同じ勤務

時間数で働いています。また、担っている業務については、日々の業務の執行管理は常勤職員あるいは嘱託職員が行うこととしており、臨時職員は、定型的な業務のほか、常勤職員の補助的業務を行っております。

平成32年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の趣旨に沿うべく、実務研修会への参加や周辺自治体との情報交換や共有などを図りながら、常勤職員以外の雇用の点検や見直し、勤務条件の設定などに現在取り組んでいるところでございます。

また、改正法の施行後は、常勤職員との業務における均等・均衡に注意しながら、適正な任用のもとに行政サービスを行っていきたいと考えております。均等・均衡を図る過程では、ご質問にもありますように、期末手当を含む給与・手当面での検討や勤務時間、休暇等の検討を行っていかねばならず、一定の方向性が固まった段階で、職員団体等との協議を経て、議会にも報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、2回目をさせていただきます。

先ほどの答弁で160名の雇用実績のうち35名が社会保険など、常勤職員とほぼ同じ勤務時間で従事しているとのことでした。今回の地方自治法の改正では、正職員の労働時間と同じか短いかが基準となっており、フルタイムとパートタイムの2つのパターンが想定されています。お答えの35名は、常勤職員とほぼ同じということになれば、フルタイムに分類されると思います。

本町には、フルタイム職員以外にもパートタイム職員がいると思います。また、6カ月未満の臨時職員などもあるのではないのでしょうか。任用期間は最長1年ですが、一般職のため人事評価の対象にもなり、フルタイム型は、生活給としての給料と扶養手当、退職手当などが支給され、パート型は、報酬、費用弁償にプラス期末手当を支給できるとなっています。

国のほうでは、民間の非正規雇用が問題となり、2013年4月以降、5年の間就労すれば正規雇用への申し込みの権利が発生するというように改正され、本年4月より施行されておりますが、その間に契約を打ち切ったりの事案が発生し、大きな社会問題にもなりました。

地方公務員法第17条においては、「地方公共団体においては、職員の採用は、競争

試験によるものとする。」とされています。フルタイム勤務で任用していた場合には、一般職化する際の受け皿となることも予測されます。今回の法案ではそこまで踏み込んではありませんが、今後、先ほどの答弁にもありました均等・均衡を図る上で、さまざまな条例改正などが発生することが予測されます。担当課のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 国が進めています働き方改革の根幹となっている同一労働同一賃金の原則は、日本では正規労働者、非正規労働者の、または男女の処遇格差問題を中心に取り上げられてきた言葉であり、労働条件等が正規または非正規を問わず同一であるならば、同一の待遇であるべきというものであります。

しかし、原田議員のご質問にもありましたように、現行法の中では、地方自治体の判断により非常勤職員や臨時職員をそのまま正規職員として任用することは、法に抵触するものであると考えております。国からの通知やマニュアル等の内容は明確に示されていないものも多い状況にありますが、関係条例等の整備や賃金等の給与水準など、新制度への移行に向け、十分に検討、検証する中で進めていかなければなりません。

今後は、国や他の地方自治体の状況等も見据えながら、適時、適切な措置を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 今回の改正で私が最も懸念している問題の一つとして、人件費増の問題があります。本町のように財政規模の小さいところでは負担割合も大きく、今のところ国からの財政措置の声は聞こえてきません。そのため会計年度任用職員の数を減らすことになれば、本末転倒と言わざるを得ません。

副町長は、現場責任者として、常勤職員の補助業務、定型業務の必要性は、従来の経験から十二分に認識されていると思います。実施まで2年の間に予算の確保、もろもろの整備などを含めて、ご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） 先ほどは、私に対しまして励ましのお言葉をいただき、身に余る光栄に存じており、気を引き締めて職務に励んでまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、ご答弁申し上げます。

国が進めている働き方改革の前提として、少子・高齢化に伴う生産年齢人口の減少、

育児や介護との両立など、働き方のニーズの多様化などの状況に直面している中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることとなっております。働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指しているものであります。

この改革に関し、具体的な検討事項として、非正規雇用の処遇改善、賃金引き上げと労働生産性向上、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、子育て・介護等と仕事の両立などの議論が進められているものでございます。

しかし、ご質問にありましたとおり、処遇改善に注力することは人件費の増大を伴うものでございます。今後、財政負担などに関する試算をしっかりと行う中で、今まで培った私の行政経験を総動員し、業務執行の再点検を行い、限られた人員、財源の中で業務の効率化、長時間労働の抑制などにより、継続した効果的、効率的な行政サービスの提供が行えますよう努めてまいりたいというように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） ありがとうございます。

次に、それでは2問目の職員の労働時間について質問をいたします。

2015年、大手広告代理店で入社1年目の女性社員が長時間労働により過労自殺した事件は、我々に大きな衝撃を与えました。役場職員の勤務実態、残業時間はどのような現状か。例えば1人当たりの仕事量が適正な状態になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 本町における労働時間の状況ではありますが、職員の勤務時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例により、1週間当たり38時間45分と定められております。午前8時30分から午後5時15分までの休憩時間1時間を除く7時間45分の勤務時間を超えて勤務を行った場合には時間外勤務として取り扱い、時間外勤務手当を支給することとなります。この時間外勤務手当の支給対象となるのは、課長補佐級以上の管理職を除く一般職の職員105名となります。

時間外勤務の近年の状況ではありますが、平成28年4月に大規模な組織改正を行い、

所管業務や配置職員の変更等を行ったことにより、時間外勤務時間は約1.4倍の1万6,037時間となりましたが、平成29年度には、前年と比べ約89%の1万4,386時間と減少しております。

職員が健康に働くためには、長時間勤務の是正や健康管理など、総合的な労務管理が必要となってまいります。そのようなことから、毎週水曜日をノー残業デーと設定し、7月から9月までの夏季期間をノー残業デー強化月間に指定するなど、長時間勤務抑制に向けた取り組みを進めています。また、週休日に勤務した場合における代休取得状況や年休取得状況を把握するとともに、ストレスチェックの実施や巡回健診の実施など、職員一人一人の状況把握にも取り組んでおります。

長時間勤務の是正に関しましては、業務の効率化を検討するとともに、業務のスクラップ・アンド・ビルドにより、業務を見直していくことも重要であると認識しております。今後も、限りある人員の中で効率的な業務を実施していけますよう、組織の検証等を通じて長時間勤務を抑制し、健康的に職員が働ける職場の環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 時間外勤務は、平成28年度の組織改正により1.4倍の1万6,037時間で、翌年の29年度はその約90%の実績で減少したとのことですが、28年度の残業時間の増加は、人事異動などで仕事への能率・効率面で多少ふえることは理解できますが、29年度は対前年約10%しか減少していないと見ることもできます。この時間数を多いと見るのか、少ないと見るのか、見方はいろいろありますが、その実態は担当部署によりでこぼこがあるのではと推察いたします。担当部署により業務が集中する時期があるのも承知しております。

定員管理、職務分掌の見直しなどは常時されていると思いますが、労務管理を進める上で、従来から実施しているノー残業デーなどに加え、職員の皆さんの健康管理上の問題からも、職務分析・分掌の見直し、人員の配置が常時必要と思います。部署内で病欠、長期休暇などが発生すれば、結果、残りの職員さんにしわ寄せが来て残業がふえることになります。最少の投資で最大の効果を出す、このことは民間でも行政でも同じだと思います。

職員の健康管理などの面からも、先ほどの会計年度任用職員の方々の有効な配置を含めていま一度検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 本町では、特定事業主行動計画を策定し、先ほどご答弁申し上げましたが、水曜日をノー残業デーとして全職員に対し定時退庁日を設定することにより、職員の健康管理と時間外勤務の縮減を図ってきました。ノー残業デーの実施に当たっては、管理職員が率先して定時退庁を心がけ、職員への定時退庁の指導を行うことにより、実施の徹底を図ってきたところでございます。そのほか、職員の1人当たりの年次休暇取得目標日数を設定し、定期的な取得促進を徹底する中で、職員の意識改革も図ってまいりました。

今後につきましても、限りある人員の中で効率的な業務を実施していけるよう、組織の検証などを通じて適正な人員配置に努め、職員の健康管理を第一に考え、仕事と子育ての両立、仕事と生活の調和にも配慮する中で各種取り組みを継続して実施してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 役場の職員さんは町の大きな財産でもございますので、そのあたり、しっかりと労務管理のほうをよろしく願います。

それでは、次のテーマの教職員の労働時間についてご質問をいたします。

宇治田原小学校も先ほどの役場庁舎同様で、かなり遅い時間まで電気がついており、建物内の事情はわかりませんが、人影が見えることが多々あります。教職員の先生方の実情はどうか、お尋ねいたします。

文部科学省が平成28年10月から11月にかけて実施した平成28年度教員勤務実態調査によりますと、教員1日当たりの学内勤務時間は、小学校教諭で10時間32分、中学校教諭で11時間と、平成18年度の前回調査より、小学校は平日で43分、土日で49分、中学校で平日32分、土日で1時間49分の増加傾向にあるとのデータも報告されております。

本町の小・中学校の現状及び取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 教職員の勤務実態につきましては、京都府教育委員会が平成29年7月に「教職員の働き方改革」推進アンケートを府内全教職員を対象に、また、10月に公立学校教員勤務実態調査を抽出調査として行ったところです。

調査結果では、市町村ごとの集計はされていませんが、府平均の週当たりの勤務時間

は、小学校が週61時間37分で全国平均を4時間12分上回り、中学校が66時間8分で全国平均を2時間50分上回っています。また、過労死ラインである月80時間以上の超過勤務者の割合は、小学校が52%で全国平均を18%、中学校が72%で全国平均を14%上回っております。

このような現状を踏まえ、各小・中学校で働き方改革が推進されるよう、管理職による各教職員の業務分担の適正化、会議の効率化、ICTの有効活用等を図っているところ です。

本町におきましても、各小・中学校に町単費の補助教員、図書館司書の配置、中学校にスクールサポーターを配置し、教員の負担感の軽減に努めております。

今後につきましては、昨年度、府立学校で導入されたコンピューターによる出退勤システムの試行を1学期中に実施し、2学期から本格的に導入し、各教員の勤務実態の把握に努めてまいります。働き方改革が推進され、教員の負担感の軽減が児童・生徒に接する時間の増加、学力の充実・向上につながるものになるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 今、昨年の府の教育委員会実施の教員勤務実態調査のアンケート結果の回答をいただきました。市町村ごとの集計はされていないとのことですが、府内小学校の現状は、全国平均を4時間12分、中学校では2時間50分上回っている。また、過労死ラインである月80時間以上の超過勤務の割合は、小学校が52%で中学校は72%と、いずれも全国平均を上回っている実態が明らかになりました。

本町の実態は具体的には出てきておりませんが、恐らく先ほどの勤務時間に近いものと推測されます。また、一部の教員では、持ち帰りの仕事もあると聞き及んでおります。それらを加味すると、過労死ラインである月80時間以上の超過勤務者の割合はもっと多いと思います。

精神疾患になる教員は、在職者に占める割合では、中学校で0.65%、小学校で0.56%とのデータもあり、最も勤務時間が長いのは30歳代の若い教員で、これは全国的にも部活動の中心な役割を担っているためとも言われています。

一方、第2期ベビーブーム世代の児童・生徒数の増加に対応するために当時大量採用した教職員がここ数年来定年退職の時期を迎えており、その穴埋めとしての新規採用者がふえ、人数の少ない40から30歳代後半の中堅層の教職員に業務負担が集中してい

るとの報告もあります。

本町では、町単費による補助職員、スクールサポーターの配置などを実施され、民間から、経験のある私からすると時間管理のあり方は今さらの感はありますが、いずれにしても2学期からは本格的に出退勤システムが稼働し、勤務実態の把握に努めていくとのことですので、健康面、精神面でもしっかり労務管理をしていただき、教員の負担軽減がなされ、過日問題にもなりました学力向上につなげていただくことを熱望し、この質問を終わりたいと思います。

次に、子どもの安全についてお伺いいたします。青色パトロールの現状についてでございます。

各議員も取り上げていますが、過日発生の新潟市の小学2年生の女兒が下校時に誘拐され、その後、線路上に遺体を遺棄されるという悲惨な事件が報道されました。幸い犯人は逮捕されましたが、下校時に発生した事件であり、大きなショックを受けました。

本町には、防犯協会をはじめとして、各種団体がそれぞれの立場で日々活動していただいております。私も、毎朝、子どもの通学時は横断歩道に立たせてもらっていますが、緑苑坂地区においては、PTAの方々にも順番制で協力願っております。そんな中、父兄の間では新潟の事件の話は非常に関心も高く、また、不安に思っている方も多い事件でした。

また、長年見守りのボランティアをしている人が学校帰りにお菓子を上げると言って児童を家に連れ込み、いたずらをするという事件の報道などもありました。

町広報紙に「防犯パトロール用の青色回転灯、公用車2台に装着」との記事が掲載されておりました。現在、京都市域外で147団体、695台の青色パトロールの登録があり、また本町では、現在3台と郷ノ口区青少年を守る会の計4台が田辺署管内で登録されているようです。

青色パトロールの申請対象は、知事、警察、市町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体、または委嘱を受けた者により構成される団体及びその他条件に該当することとなっております。また、青色防犯パトロール講習を受講するなどしてパトロール中に予想される事案に適切に対応できると認められることなど、幾つかの条件もあるようです。先ほどの公用車での青色防犯パトロールの取得に関し、町職員の講習の受講率、また、その取得率はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 本町では、宇治田原町地域防犯推進ネットワーク協議会を核としまして、府民防犯の日、または防犯週間に合わせ、安心・安全メールによる防犯啓発文の配信、町広報紙による防犯啓発文の掲載、年末に青色パトロール車によるパトロールの実施など、学校、金融機関、各防犯関係団体などと連携する中で防犯推進活動を展開しているところでございます。また、綴喜防犯推進委員連絡協議会宇治田原支部と連携する中で、各小学校の終業式に合わせ、青色パトロール車によるパトロールを実施しているところでございます。

ご質問の町職員の青色防犯パトロール実施者証を所持する職員数は11名で、職員全体では8.2%の取得率となります。また、基本的には、実施者証を取得するために講習を受ける必要がございますので、受講率は、実施者証所持者に対し100%ということになります。現在、14名の防犯推進委員の方々が受講と実施者証を所持していただいていると聞いております。

今後もさらなる協力と連携をお願いする中で、安心・安全なまちづくりを推進してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、2回目の質問に移ります。

町内で犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるためには、町ぐるみで防犯活動を推進していく必要があると思います。本町におきましても、高齢者を狙った振り込め詐欺、空き巣の侵入被害、また、先日起りましたくぎの散乱事件など、悪質な詐欺や犯罪が発生しています。

副町長は、綴喜防犯推進委員連絡協議会宇治田原支部でも活躍をされてこられたことをはじめ、過去の行政経験でも、長く住民の安心・安全を担当する部署におられました。町長は、日ごろから次代を担う子どもたちは本町の宝であると日々話をされております。

副町長は、町長の右腕として、今後の防犯対策についてどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

本町では、先ほど総務課長が申しあげましたように、宇治田原町地域防犯推進ネットワーク協議会を核としまして防犯活動を推進するとともに、京都府田辺警察署とも、平成28年12月に締結しました協定に基づき、連携をさらに強化する中で、情報共有、

情報交換を行い、安心・安全なまちづくりを目指して協議を行っているところでございます。今後につきましても、京都府田辺警察署管内の市町とも連携しながら、地域防犯に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、質問にありました綴喜防犯推進委員連絡協議会宇治田原支部におきましても、私も参加させていただく中で、小学校の終業式に合わせた青色パトロールを町と合同で実施しており、それ以外にも、支部独自でのパトロールを計画的に実施しています。

今後につきましても、京都府田辺警察署、地域防犯推進ネットワーク協議会、また綴喜防犯推進委員連絡協議会宇治田原支部の皆さんと連携を密にする中で、防犯活動を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 先ほど、職員のパトロール実施者証の所持者は、職員数では11名、8.2%との取得率との回答でした。そのほかにも、防犯推進委員の方々も実施者証を所持しているとのことでございます。

本町職員の方は、住民の方への訪問や各現場への訪問など、公用車を使って町内をよく巡回されています。犯罪の抑止は、多くの目があるほうが防止できると思います。この8.2%の取得率は自治体では高いほうだとは思いますが、地域内の安心・安全を守る意味からも、今後も職員の皆様に働きかけていただくよう強く要望しまして、私の6月議会における一般質問を終わりたいと思います。

どうもご清聴、ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで原田周一君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次回は6月21日午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 藤 本 英 樹